

# 環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ① 理念、気候変動

- 論点1.1「開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応」
- 論点1.2「持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応」

## 政府方針、国際的援助潮流

### ■ 政府方針

#### 【開発協力大綱】

・ ODA（政府開発援助）を含む開発協力の政策理念を示す。非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障の推進、自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話協働による自律的な発展に向けた協力を目指す。実施上の原則として、適正性確保のため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと、及び格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族先住民等への社会的弱者への配慮等の観点から、社会面の影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な参加者の参画に努めつつ開発協力を行うこと等が述べられている。

#### 【質の高いインフラ投資の推進】

・ 日本政府は、新興国を中心とした世界のインフラ需要を満たすため、日本の質の高いインフラを輸出する目的で「質の高いインフラ投資」を実施。これはライフサイクルコストの低減等の経済性や包摂性、安全性強靱性、持続可能性等の質を確保したインフラを提供するもの。また、実施に当たってはJICAガイドライン（JICA GL）等の質の高いスタンダードの適用を行うことを目指している。なお、協力を戦略的に展開するため、手続きのさらなる迅速化を進める方針である。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-2）

# ① レビュー調査結果（論点1.1）

## 政府方針、国際的援助潮流

### ■ 国際的援助潮流

#### 【質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則】

・ 2016年にG7伊勢志摩サミットが開催され、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が発出された。同原則の3に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks：MDBs）の基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会環境面での影響への対応が述べられている。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-2）

## 政府方針、国際的援助潮流

### ■ 国際的援助潮流

#### 【質の高いインフラ投資に関するG20 原則】

・ 2019年6月、G20大阪サミットが開催され、共通の戦略的方向性と高い志を示すものとして「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。このうち、「原則3：インフラ投資への環境配慮の統合」においては、「インフラ・プロジェクトの正・負双方の環境影響をプロジェクトのライフサイクル全般に定着させるべきであり、そうした影響はあらゆる利害関係者に対して透明にされるべき」ことや、「プロジェクトは、国家戦略や自国が決定する貢献（nationally determined contributions）及び長期的な低排出戦略への移行に沿ったものであるべき」ことが謳われている。また、「原則4：自然災害及び、その他のリスクに対する強靱性の構築」では「インフラを設計するに際しては、堅実な災害リスク管理を織り込むべき」としている。「原則5：インフラ投資への社会配慮の統合」においては、インフラの設計・工事・管理において、社会的弱者（女性、子ども、移転住民、障がい者、先住民族、貧困層など）の人権やニーズを尊重すること、労働者への差別禁止と機会均等（特に女性労働者の権利尊重）、インフラ建設現場及び周辺コミュニティにおける安全と衛生の確保などの、社会配慮の重要性についての方向性が示されている。

（質の高いインフラ投資に関するG20 原則（財務省仮訳））

# ① レビュー調査結果（論点1.2）

## ■ 国際的援助潮流

### 【持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）】

・ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標。JICAは、飢餓栄養、健康、教育、水衛生、エネルギー、経済成長雇用、インフラ産業、都市、気候変動、森林生物多様性の10のゴールについて中心的役割を果たすことを方針とする。

### 【パリ協定】

・ 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）COP21において、初めて全ての締約国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス（GHG）の排出削減に取り組むことを約束した枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑制することを規定するとともに、1.5°Cまでへの抑制に向けた努力の継続に言及。また、「締約国は、（中略）長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半にGHGの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国のGHGの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体のGHGの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする」としている。全ての締約国が(1)自らが決定する貢献（排出削減目標等）を策定し国内措置を遂行、5年ごとにさらに野心的な貢献を提出し、(2)自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、(3)世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う。日本政府は、途上国への気候変動対策支援を2020年に官民合わせて約1兆3,000億円にすることを含む「美しい星への行動 2.0(ACE 2.0)」を表明している。

## ■ 国際的援助潮流 【パリ協定】

- ・ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は2018年10月、「1.5°C特別報告書」を発表した。同報告書では、人類の活動により、工業化以前の水準と比べて、既に約1.0°Cの気温上昇が引き起こされており、現在のペースが進めば、2030～2052年の間に、工業化以前の水準と比べて1.5°C上昇に到達する見込みであることを指摘。その上で、気温上昇を1.5°Cに留めるためには、土地、エネルギー、産業、建物、運輸、都市等の各分野で、「迅速かつ遠大な」移行（“rapid and far-reaching” transitions）が必要であり、2050年頃に人為的なCO2排出量を差引（ネット）ゼロに抑える必要があると言及している。
- ・ 日本政府は、2019年6月11日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しており、長期的なビジョンとして、「最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%のGHGの排出削減に大胆に施策に取り組むとしている。そのためにビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施し、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす」としている。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-2、4-3）

## ② 包括的検討での検討ポイント

**論点1.1「開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応」**

**論点1.2「持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応」**

1. 開発協力大綱やインフラ輸出戦略等の政府方針、及び質の高いインフラ投資に関するG7伊勢志摩原則やG20原則、持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定等の国際的な援助潮流はガイドラインの理念に十分反映されているか。